



2026年5月29日

各 位

会 社 名	株式会社 トーシンホールディングス
代表者名	管財人 石 田 雅 文 管財人 栗 田 口 太 郎 (コード：9444 東証スタンダード市場)
問合せ先	取締役 管理部長 旭 萌々子 (TEL. 052-262-1122)

## 臨時株主総会の決議結果及び代表取締役の異動に関するお知らせ

2026年5月28日開催の株主による招集に係る臨時株主総会（以下「本総会」といいます。）における第1号議案及び第2号議案の決議の結果について、下記のとおりお知らせいたします。また、同日、代表取締役の異動が生じたので、あわせてお知らせします。

### 記

#### 1. 本総会の決議結果

##### (1) 第1号議案 取締役石田雅文解任の件（株主提案）

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役石田雅文氏が解任されました。

##### (2) 第2号議案 取締役1名選任の件（株主提案）

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役に平塚栄氏が新たに選任され、就任いたしました。

#### 2. 代表取締役の異動に関するお知らせ

##### (1) 異動の内容

代表取締役であった石田雅文氏は本総会終結の時をもって代表取締役を退任いたしました。

##### (2) 異動の理由

代表取締役であった石田雅文氏は、本総会の第1号議案 取締役石田雅文解任の件において、取締役の解任が可決されたため、本総会終結の時をもって代表取締役を退任いたしました。石田雅文氏に代わる代表取締役は選定されておりませんが、選定され次第速やかにお知らせいたします。

##### (3) 異動日

2026年5月28日

#### 3. その他

2026年5月8日付「会社更生手続開始の申立て及び開始決定並びに再建計画の提示等に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、当社は、2026年5月8日に、東京地方裁判所に対し会社更生手続開始の申立てを行い（東京地方裁判所令和8年（ミ）第4号）、同日、同裁判所より会社更生手続開始決定がされ、当社の代表取締役であった石田雅文及び申立代理人であった弁護士栗田口太郎が管財人に選任されました。会社更生法の下では、裁判所が選任した管財人に会社の事業経営権及び会社財産の管理処分権が専属するものとされており、したがって、上記のとおり当社の代表取締役に異動が生じましたが、当社は、上記の管財人体制の下で、引き続き2026年5月8日付

「株式会社トーシンホールディングス再建計画」について」にて公表した再建計画を履行するこ

とにより再建を図り、かつ、2026年5月26日付「改善計画・状況報告書の公表に関するお知らせ」にて公表した改善計画に従って、内部管理体制の改善をはじめとする諸課題にも対処してまいります。

以上